

議事日程第5号

平成18年3月15日(水)

- 第1 議案上程(議案第3号から第49号まで)
委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特)、
質疑、討論、表決
 - 第2 継続審査事件の報告
総務委員会
船川重要港湾及び国道101号整備促進特別委員会
議会広報特別委員会
-

本日の会議に付した事件

- 第1、第2は議事日程に同じ
 - 第3 議案上程(議案第50号及び第51号)
提案理由の説明(市長)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決
 - 第4 議会案上程(議会案第25号)
提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決
 - 第5 議会案上程(議会案第26号及び第27号)
提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論表決
 - 第6 議員派遣の件
-

出席議員(37人)

1番 佐藤 巳次郎	2番 高野 寛志	3番 夏井 清勝
4番 大淵 與吉	5番 三浦 利通	6番 吉田 清孝
7番 佐藤 寿男	8番 木元 利明	9番 中田 敏彦
10番 中田 俊雄	11番 戸部 幸晴	12番 船木 重秋
13番 三浦 一郎	14番 畠山 富勝	15番 吉田 孝一郎
16番 古仲 清紀	17番 船橋 金弘	18番 大森 勝美
19番 小松 穂積	20番 安田 健次郎	21番 佐藤 美子
22番 笹川 圭光	23番 船木 茂	24番 越後 貞勝

25番 三浦悦朗	26番 船木正博	27番 柳楽芳雄
28番 佐藤善市郎	29番 鎌田清太郎	30番 竹村健一
31番 相澤哲夫	32番 佐藤俊一	33番 加藤春吉
34番 中田謙三	35番 高桑國三	36番 吉田清美
37番 杉本博治		

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事務局長	菅原政義
次長	加藤謙一
局長補佐	小玉一克
主査	畠山隆之
主査	湊智志

説明のため出席した者

市長	佐藤一誠	助役	佐藤文衛
収入役	伊藤正孝	教育長	高橋金一
監査委員	加藤金一	企業管理者	小野忠儀
総務企画部長	板橋継喜	市民福祉部長	三浦正勝
産業建設部長	山口浄児	若美総合支所長	畠山信英
病院事務局長	中川良一	教育次長	宇佐美金治
企業局長	西方文太郎	農業振興局長	三浦光博
企画政策課長	高桑直廣	総務課長	沖口重博
財政課長	武田英昭	福祉事務所長	今泉金正
農林水産課長	清水博己	地域振興課長	加藤透
病院総務課長	夏井八洲夫	会計課長	佐藤隆二
監査事務局長	小坂幸明	農委事務局長	佐藤康利

午後 2時34分 開 議

○議長（杉本博治君） これより、本日の会議を開きます。

日程第1 議案第3号から第49号までを一括上程

○議長（杉本博治君） 日程第1、議案第3号から第49号までを一括して議題といたします。この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に、総務委員長の報告を求めます。2番高野寛志君

【2番 高野寛志君 登壇】

○2番（高野寛志君） 総務委員会に付託になりました議案第20号から26号までについて、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第20号男鹿市若美児童館条例を廃止する条例についてであります。

本案は、平成17年度をもって若美児童館を廃止するため、本条例を廃止するものであります。本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第21号若美町広報無線施設設置条例を廃止する条例についてであります。

本案は、男鹿市防災行政無線と若美町広報無線を平成18年4月1日から統合するため、合併以降、暫定施行していた本条例を廃止するものであります。本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第22号男鹿市土地開発公社の事業の総合調整及び助成等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、株式会社おが地域振興公社が、平成18年度から国民宿舎男鹿の指定管理者に指定されたことに伴い、男鹿市土地開発公社の業務から、国民宿舎の管理委託業務を除くため、本条例の一部を改正するものであります。本案についても、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第23号男鹿市行政組織条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成19年に開催される第62回国民体育大会の実施に向けて、組織体制の強化を図る必要があることから、国体課を廃し、新たに国体事務局を部として設置

するため、本条例の一部を改正するものであります。

委員より、第1点として、平成19年の国体終了をもって、国体事務局及び当事務局の部制を廃止するのか、また、事務局を何名体制にするのかとの質疑があり、当局から、事務局については基本的に国体終了までとし、人員については、現在検討中であり、数名の増員はしなければならないと考えておる。また、スポーツ振興課及び若美総合体育館の職員については、国体事務局職員として、併任発令し、国体開催を推進していくものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、今まで国体課として事務を所掌してきたものであるが、なぜ部制にしなければならないのか、また、他市の体制はどうかとの質疑があり、当局から、本年は4競技のリハーサル大会、明年は、本大会へと続くことから、組織体制を強化し、わか杉国体を成功させるため部制にしたいとの答弁があったのであります。

また、他市の状況として、部長職を配置しているのは11種目を行う秋田市、8種目を行う湯沢市、由利本荘市、4種目を行う大仙市、2種目の鹿角市、能代市が部長職を配置しているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第24号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、国の給与改定に準じ、一般職の職員の給料表を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

委員より、第1点として、国及び秋田県人事委員会の勧告に基づき、給料表等の改定を行うものであるが、その具体的改定内容とあわせ、男鹿市消防団の設置等に関する条例の改正内容について質疑があり、当局から、行政職給料表、及び医療職給料表の級構成、並びに全給料表の号級構成を改めるとともに、全給料月額を改定するもので、平均で4.8パーセントの引き下げ、中高年齢層では7パーセントの引き下げとなり、また、級構成の再編では、行政職給料表で現行の1、2級と4、5級を統合し、9級制を7級制に改めるもので、平成18年4月1日から実施したい。ただし、経過措置として、平成18年3月31日に受けていた給料月額に達するまでの間は、新たな給料月額に加え、新旧給料月額の差額を支給するものであるとの答弁があったので

あります。

また、男鹿市消防団の一部改正では、消防団長、副団長の費用弁償にかかる改定であり、額的には変更ないものであるが、一般職の給与に関する条例の一部改正に伴う級構成の変更により、費用弁償規定中8級を6級に、7級を5級に改めるものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、給与水準を平均4.8パーセント、中高齢者で7パーセント引き下げることであるが、内容的に人件費の減につながるのか。また、この引き下げによって、嘱託職人の報酬及び臨時職員の賃金もあわせて引き下げるのかとの質疑があり、当局から、一般職の職員の給料については、経過措置として3月時点の給料が補償されるため、人件費の削減にはつながらないものである。また、保育士等臨時職員の賃金については若干引き上げたが、嘱託職員の報酬については、現行どおりであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第25号男鹿市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、男鹿市行政改革大綱に基づき、市職員の特殊勤務手当の種類及び手当の額を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

委員から、行政改革大綱に基づき、所用の規定の整備を行うということであるが、具体的な見直し内容について質疑があり、当局から市税事務に従事する職員については、徴収のため訪問した場合、1日につき300円を200円に、また、福祉事務所に従事する現業職員については、月額5千500円を廃止し、生活保護世帯等訪問した場合、1日につき200円に、用地交渉に従事した職員については1日300円を200円に、また、清掃施設に勤務する職員については、月額4千500円を廃止し、汚水槽、炉内作業等に従事した場合、1回につき500円に、それぞれ平成18年4月1日より改めたいもので、また、交渉作業に従事する職員の特殊勤務手当については、支給対象例がなく、廃止したいとの答弁があったのであります。

第2点として、これら特殊勤務手当の支給対象職員数とあわせ、このたび改定する以外の手当の有無について質疑があり、当局から、支給対象職員数は、福祉事務所で

は保護、福祉、高齢者担当の9名、税務関係では11名、用地交渉では管財課及び事業の担当3名、清掃センター職員2名であり、改定する以外の手当として感染症防疫作業、行旅病人及び行旅死亡人取扱いに従事する職員、及び特殊自動車の運転業務に従事する職員の、特殊勤務手当であるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第26号男鹿市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法の規定に基づき、本市の人事行政の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を定めるため本条例を制定するものであります。本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で総務委員会の報告を終わります。

○議長（杉本博治君） 次に教育厚生委員長の報告を求めます。30番竹村健一君。30番

【30番 竹村健一君 登壇】

○30番（竹村健一君） 教育厚生委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第11号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、介護保険法に基づく男鹿市介護保険事業計画の見直しに伴い、平成18年度から20年度までの第1号被保険者の保険料率を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より今回の改正により保険料が大幅な引き上げとなるが、これに見合った新たな在宅支援策を創出するなど、介護サービスの充実を図るべきであると思うが、どのように考えているのかとの質疑があり、当局から、介護サービス料の増加は、介護保険料の設定に直接影響するものであり、今回の国の制度改正では、介護保険法の基本理念である自立支援をより徹底する観点から、介護予防重視型システムへの転換を図っているものである。市としては、新たな地域支援事業を実施するため、地域包括支援センターを創設し、介護予防サービスの充実強化に取り組んでまいりたいとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第12号男鹿市保育園条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、平成18年4月1日から脇本保育園を移転開園することに伴い、同保育園の位置及び入所定員を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第13号男鹿市へき地保育園条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、男鹿中へき地保育園を直営で運営するため、本条例の一部を改正するものであります。本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第14号男鹿市児童館条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、平成17年度をもって樽沢児童館及び大倉児童館を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、先の12月定例会においても審議された大倉児童館の廃止に関して、保護者や児童館長などの関係者とは合意したものであるか。また、児童館廃止後の施設の施設活用はどのように考えているのかとの質疑があり、当局から保護者等の関係者とは、これまで5回の協議を重ねており、昨年12月の最終協議において、保護者全員から理解していただき、ことし1月には、希望する保育園等に入園手続きしていただいているものである。なお、児童館長も最終の協議に出席しており、了承しているものと考えているが、廃止後の当該施設の活用法については、地元の大倉岩倉郷会からも要望等が出されており、今後も、その活用方などについて話し合いを継続していくものである。また、廃止後の樽沢児童館の施設については、地元の大倉岩倉郷会から、浦田及び百川地区の代表者と協議をしたところ、施設の利用は困難であるとのことであり、市としては、解体処分する方向で考えているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第15号男鹿市安全安心まちづくり条例の制定についてであります。

本議案は、犯罪や事故などを未然に防止し、市民が安全にかつ安心して暮らすことができるまちづくりについて基本理念を定め、男鹿市民及び事業者等の責務を明らかにし、安全で安心な地域社会を実現するため、本条例を制定するものであります。本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 27 号男鹿地区消防一部事務組合同規約の一部を変更する規約の協議について、及び議案第 28 号男鹿地区衛生処理一部事務組合同規約の一部を変更する規約の協議についてであります。

本議案は、平成 18 年 2 月 22 日から潟上市、同年 4 月 22 日から男鹿市の議会議員定数が、それぞれ変更されることに伴い、それぞれの一部事務組合同議会議員の定数を改めるため、本規約の一部変更について協議するものであります。

本案について委員より、定数変更にあたって、男鹿市のみを減ずることとし、その減少人数は旧若美町分をそのまま減じているようだが、構成自治体の人口や負担金額の割合など、定数変更の考え方はどうかとの質疑があり、当局から、消防一部事務組合において、構成市町村の男鹿市、潟上市の旧天王町区域、大潟村の人口比率では、変更後の議員定数 13 人で各市町村の議員数を算出した場合、男鹿市 7.56 人、潟上市 4.75 人、大潟村 0.69 人となるものであり、負担金比率では男鹿市 7.35 人、潟上市 4.45 人、大潟村 1.20 人となることから、各自治体の議員数について、男鹿市 7 人、潟上市 4 人とし、大潟村は端数分などを考慮し 2 人とするものである。また、衛生一部事務組合においては、構成市の男鹿市、潟上市の旧天王町区域の人口比率では、変更後の議員定数 11 人で、各種の議員数を算出した場合、男鹿市 6.76 人、潟上市 4.24 人となるものであり、負担金比率では男鹿市 7.64 人、潟上市 3.36 人となることから、議員数を男鹿市 7 人、潟上市 4 人として変更するものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本 2 議案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 29 号大潟地区衛生処理組合同規約の一部を変更する規約の協議についてであります。

本議案は、八郎潟町収入役の事務を助役に兼掌させる条例が施行されたことに伴い、役職名を改めるため、本規約の一部について協議をするものであります。

本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上により、教育厚生委員会の報告を終わります。

- 議長（杉本博治君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。24番越後貞勝君。
24番

【24番 越後貞勝君 登壇】

- 24番（越後貞勝君） 産業建設委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第16号男鹿市牧野管理条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、男鹿市牧野のうち、沢田牧野を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第17号男鹿市商工業振興促進条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、本条例の適用期限を平成18年3月31日から平成21年3月31日までの3年間延長するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について委員より、これまでの商工業振興促進条例で対象となった7事業所の業種、雇用人数について質疑があり、当局から製造業3件、ホテル業3件、縫製業1件で、該当事業社はNL工業、武藤電子工業、モードイブ、男鹿リゾート、ホテル帝水、プリテック男鹿、ホテルきららかであり、7社で103名の雇用が図られたものであるとの答弁があったのであります。

本件について、さらに委員より、今回の改正にあたり、投下固定資産総額の料金を緩和することによって、市内経済の活性化を図ることについて、検討しても良かったのではないかとの意見があり、当局から、投下固定資産総額の用件については、半島振興法における固定資産の優遇措置に準じて、2千300万円としたものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については異議なく原案と可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第18号男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、鶴木団地に建設中の公営住宅6棟の設置並びに内子第2団地に建設中の

公営住宅 3 棟の設置、及び駐車場使用料を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 19 号男鹿市水道事業ガス事業及び簡易ガス事業の設置等に関する条例、並びに男鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、平成 18 年から予定している石綿セメント管更新事業の国庫補助事業申請にあたり、補助要件を満たすため、男鹿市上水道と男鹿市北浦上水道事業を一つの事業として位置づける必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。本案については、異議なく原案とおりに可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 30 号男鹿市下水道事業特別会計への繰入れについてから、議案第 33 号男鹿市漁業集落排水事業特別会計への繰入れについてまでの 3 件についてであります。

本 3 件は、平成 18 年度男鹿市一般会計から、平成 18 年度男鹿市下水道事業特別会計へ 6 億 1 千 5 0 0 万以内を、平成 18 年度男鹿市一般会計から、平成 18 年度男鹿市農業集落排水事業特別会計へ 6 千 9 0 0 万以内を、平成 18 年度男鹿市一般会計から、平成 18 年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計へ 3 千 5 0 0 万以内を繰入れするものであり、一括上程、一括審査したものであります。

本 3 件について、委員より、18 年度末までの事業の進捗率の見込み、及び繰入額の算出根拠について質疑があり、当局から、公共下水道事業で 49 パーセント、特定環境保全公共下水道事業で 79 パーセント、農業集落排水事業で 47.6 パーセントと見込んでいる特別会計への繰入額については、下水道事業にかかわる負担区分があり、雨水処理に要する経費、流域下水道建設に要する経費、不明水の処理に要する経費などを繰り出す基準が 10 項目ほどあるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本 3 件については異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 33 号から議案第 35 号までの公有財産の無償譲渡についてであります。

本 3 件は、市有財産のうち北浦相川集会所の建物 151 平方メートルを北浦相川郷中に男鹿中中間口生活会館の建物 163 平方メートルを男鹿中中間口部落会に、脇本

飯ノ森生活会館の建物139平方メートルを協本飯ノ森部落会に、それぞれ無償譲渡するものであり、一括上程、一括審査したものであります。本3件については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第36号市道の廃止、及び議案第37号市道の認定についてであります。

本2件は、農業整備等に伴い、神田鳶ヶ沢線など4路線、延長3千126メートルの市道を廃止するとともに神田鳶ヶ沢線など11路線、延長4千386メートルの市道を認定するものであり、一括上程、一括審査したものであります。

本2件について、委員より市道の2級路線で消防車等の緊急車両の通行に支障のあるものへの対応について質疑があり、当局から、以前、このことについて議会から指摘され、調査した経緯があるが、旧若美町と合併したことでもあり、改めて消防署と協議してまいりたいとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本2件について異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（杉本博治君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。19番小松穂積君。
19番

【19番 小松穂積君 登壇】

○19番（小松穂積君） 予算特別委員会に付託されました議案第3号から議案第10号まで、及び議案第38号から第49号までの審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、去る6日開会し、正副委員長を互選の後、各補正予算並びに新年度予算について補足説明を受け、予算特別委員会の初日は、補正予算を中心に、2日目は、当初予算を中心に質疑を行ったものであります。この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑された主な点についてのみ、ご報告申し上げます。

まず、第1点として、男鹿みなと市民病院にかかる質疑では、今後も総合病院として経営していくのかどうか。また、市内開業医との診療業務の連携について、医師の退職で病院経営が非常に厳しい状況にあるが、現在の経営状況をどうとらえ、どう改善していくのか、今後の経営方針についてあったのであります。医師充足率低下に伴う病院経営に及ぼす影響について、さらには、現在の病院に対する市民の不安を払拭

し、安心させるべく具体的方法について。

第2点として、本年度予算は、非常に厳しい状況にあると思うが、各事業実施の見通しと、今後の財政調整基金の積立見通しについて。

第3点として、旧男鹿中小中学校の管理と跡地利用について。

第4点として、新総合発展計画策定について、今後、協議会委員を含め、どのように素案をつくり上げていくのか。

第5点として、介護保健制度の改正内容と今後の基金活用について。

第6点として、市営球場バックスタンド改修工事の工期が7月末までとのことだが、大会が集中する6月から7月にかけて使用できなくなることから、工期の変更、あるいは工期短縮ができないかどうか。

第7点として、国民健康保険特別会計当初予算で国民健康保険税を14億29万6千円措置しており、税に頼っている感が否めない。市民からは、税が高いという声が多く聞かれるが、今年度税率を改正する考えがあるのかどうか。

第8点として、男鹿南秋統合卸売市場の建設について、また、旧秋田県中央信用組合本店ビル購入にかかる改修、改装費用の一部助成について、それぞれ関係団体から要望書が提出されているが、市ではどう対応していくのか。

第9点として、シルバー人材センターの事務局長と事務局次長が任期中途の2月上旬に退職したと聞いているが、その退職理由と今後の市の対応について。

第10点として、一般会計当初予算の歳出における投資的経費が13パーセントと年々少なくなってきたが、今後の投資的経費の見通しはどうか。

第11点として、明るい選挙推進協議会委員の謝礼支給の考え方と、投票管理者の選任方法について、また、体の不自由な方に対する投票所の配慮について、そのほか、国民体育大会にかかる平成18年度に実施される各大会予算内容と、ボクシング競技の練習会場について、船越内子地区の公営住宅建設に伴う土地購入及び建築戸数等について、宮沢海岸で開催される夕陽フェスティバルのイベント規模を大きくする考えはないか、県所有の旧男鹿警察署、及び旧消防署跡地の取得について、船川港の活性化について、消防及び衛生処理一部組合の本市議会選出議員の削減理由について、雪害によるビニールハウスの被災支援対策について、市民歌の制定時期について、市長行動のメディアの利用について、平成2年度以降の広報わかみ縮刷版を発行する考え

はないかなどの質疑、指摘、意見などに対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしましたのであります。各分科会とも、すべての審査を終了しましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第3号から第10号まで、及び第38号から第49号までについては、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上でご報告を終わります。

○議長（杉本博治君） これより委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。20番安田健次郎君の発言を許します。20番

【20番 安田健次郎君 登壇】

○20番（安田健次郎君） 私からは、議案第11号の介護保険条例の改正とともに、42号の介護保険予算についての討論をさせていただきたいと思っております。

まず、介護保険条例の部分でありますけれども、最低生活困窮者で年間5千442円の引き上げがなされます。2段階、3段階では若干下がるものの、第4段階では1千170円ですが、第5段階では3千891円、第6段階になりますと1万6千326円、やがては緩和処置が終わりますと7万4千610円の負担増になります。

それで、理由は、基金が今年度末で9千500万になるとの見通しであります。3年間で、利用者の負担増による、いわば去年の10月からの改定によりましてでありますけれども、ごめん、間違いました。3年間で利用料の増に備えて、積み立てしておくという理由を申し上げておりますけれども、私は、これは厚生省の三原則の押し付けによるところに沿ったものかなというふうに思っています。言い換えれば、最低生活困窮者の減免処置をやるなどか、一般財源からあまり補填するなどか、そういう圧力がなされておりますけれども、しかし、私は、介護保険というのは、市が執行者でありますので、それに追随する必要はないと思っています。

それで、旧若美町でも基準額でいきますと、年間2千700円の引き上げになります。それで、旧男鹿市の例で申し上げますと1万884円の引き上げになります。多少の激変緩和処置があるわけでありましてけれども、しかし、この対策になり得る第一号保険者の解消は、私は、ことあるたびに申し上げているつもりでありますけれども、平均年金額は国保の加入者が多く、平均年金額というのは、4万円弱になるはずであります。そういう段階で、月額で4万円の年金だとしても、約12パーセント近い負担を強いられるというのであれば、私は、若干言葉が悪いけれども、市民いじめにあたるのではないかと考えています。この負担のあり方は、いわゆる応益負担を強い、これから障害者の自立支援が始まりますけれども、それらと同じような形での、いわば応益負担を増やすための論理にはほかならないと思います。

それで、基金を、私は繰り入れたり、もしくは介護予防の対策の充実をしたり、特に保険料の場合は、もっときめの細かい段階的な細分化をした徴収をやるとなれば、もっともっと私は、この条例は、引き上げなくてもよろしいのではなかったのかなというふうに思っています。なお、予算については、総額で4千496万9千円の減の予算を組んでおります。

その理由は、去年の10月からの改正によりまして、居宅費や食費の負担分が利用者負担になったことによる8千24万円の減が大きく響いているわけでありまして。言い換えれば、合わせますと1億2千520万9千円の市民、いわゆる利用者の負担増になるというふうに私は考えます。それで、この利用者が第一号保険者でありますから、この方々への負担は非常に重くのしかかるという点が第一だと思います。

しかし、市では、新たに地域包括センターという名目でサービスを充実するというふうに申し上げておりますけれども、しかし、この予算額は、2千694万1千円よりありません。いわゆる1億2千万の負担増に対して、新たにやるといった予算額が2千600万前後では、私は、到底利用者に負担を求めただけで、新たな介護支援対策サービスを強化したというふうな予算には、私は、あたらないというふうに思います。

そういう観点で、今の第一号被保険者、1万966人の数から見れば、何ら引き上げなくてもいいと私は考えます。先ほど申し上げましたように、今度の積み立て金が9千500万ほどあります。そういうところから見ましても、もっともっとサービス

の充実をする方向が、私は求められて当たり前だと思います。言い換えれば、引き上げ理由として、もっと新規の在宅支援や利用介護者へのサービスがあれば、やぶさかではなかったわけでありますけれども、そういう点では、今の金額で示しましたように、本当に負担だけ強いられて、サービスが待機者の解消もない、見通しも暗い、こういう状態では、本予算に対しては反対せざるを得ないと思って、日本共産党を代表して反対討論をさせていただきました。議員各位のご賛同を心からお願い申し上げます。

○議長（杉本博治君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） 討論を終結いたします。

これより、議案第11号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例について、及び議案第42号平成18年度男鹿市介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

本2件に対する委員長の報告は可決であります。本2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【起立】

○議長（杉本博治君） 起立多数であります。よって、議案第11号及び第42号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号から第10号まで及び議案第12号から第41号まで、並びに議案第43号から第49号までを一括して採決いたします。

本45件に対する委員長の報告は、可決であります。本45件は、各委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。

よって、本45件は原案のとおり可決されました。

日程第2 継続審査事件の報告

○議長（杉本博治君） 日程第2、継続審査事件の報告についてを議題といたします。

総務委員会、また、船川重要港湾及び国道101号整備促進特別委員会並びに議会広報特別委員会から、これまでの経過報告をいたしたいという申し出がありますので、

これを許します。

まず、総務委員長の報告を求めます。

【2番 高野寛志君 登壇】

○2番（高野寛志君） 昨年12月定例会最終日において、閉会中の継続審査として承認を得、継続審査になっておりました旧男鹿簡易保険保養センターにかかる一連の入湯税問題について、その審査の経過をご報告申し上げます。

本件については、平成17年9月定例会において問題が提起され、本会議、あるいは本委員会において、るる質疑があったところであります。これまで委員から、当センターより、日帰りにかかる入湯税を徴収していない理由とあわせ、日帰り入湯行為については、男鹿市入湯税条例第3条第2号にあたる、いわゆる課税を免除するとした文書を税務課長名で通知した内容、納付を指導したにもかかわらず、突然、課税免除に方向転換した経緯、免除に至る第三者の介在の有無、当センターは、地方税法及び男鹿市入湯税条例に定める特別徴収義務者であり、当該納税者、すなわち入湯客に対し、求償権を有することから、その未納期間について、遡求課税が可能なのか、男鹿市入湯税条例第3条第2号に該当すれば、宿泊客の入湯税も取られない。なぜ取ったのか。国民宿舎、温浴ランド、温泉ホテル、すべて取られないのではないか。当時の担当者の事情聴取をしたのか等の質疑に対し、それぞれ答弁があったところであります。

また、昨年9月定例会総務委員会においては、課税免除に至った経緯等今後の対応について市長の出席を求め、その真意について確認しているところであり、その後、12月定例会において、継続審査事件として承認を得、平成18年1月11日開会し、審査に入ったのであります。

委員より、委員会条例に基づき、これら関係者について、参考人として出席を求め、事情聴取すべきでないかという意見、また、本件については、昨年9月定例会において、市長が陳謝し、三役が責任を取り給料を減じている。特に市長については、本会議において、市長の給料減額にかかる一部改正条例が可決されている。関係者を参考人として出席要求する必要性はなく、既に解決済みと認識している。また、現在、監査委員に対し、住民監査請求が提出されていることから、その結果なり、状況を勘案し、改めて総務委員会を開催すべきではないかとの三様の意見があり、特に、本委員

会では、参考人の出席要求については、委員会の議決が必要なことから、その可否について、起立により採決をいたしましたのであります。起立採決の結果、賛成少数により、参考人の出席要求については否決され、本委員会として、住民監査請求の結果を見て、再度、委員会を開催することで当日は散会したのであります。

その後、平成18年1月27日、監査委員より住民監査請求にかかる監査の結果について、請求者に対する通知、及び市長に対し勧告がなされたことから、去る2月3日総務委員会を再度開会し、当局に対し、その勧告内容について報告を求めたのであります。当局より、市の被った損害を補填せよとの請求については、監査委員として、関係職員から事情聴取や特別徴収義務者に対し、関係資料の提出を求め、調査を行ったが、課税免除となる12歳未満の入湯者数を把握することができず、監査請求人の求める損害額を確認することができなかつたこと。

また、地方自治法第242条第2項の規定により、当該怠る事実は平成15年3月31日に終了しており、終了したあとに、当該怠る事実によって被った損害を補填するため、必要な措置を求める監査請求は怠る事実が終わった日から、1年以内に行わなければならないと、損害補填の措置請求については、勧告を行えないものと判断されているとの報告があったのであります。

さらに、地方自治法第242条第3項の規定により、市長に対し監査委員から勧告がなされたのであります。その勧告内容について申し上げますと、第1点として、不適切な事務処理の是正についてとして、入湯税に関する疑惑が提起された今回を契機に、地方税法及び条例等を研さんし、今後は、二度とこのような事務処理がなされないよう万全を期していただきたい。

第2点として、特別徴収義務者に対する実情調査等の実施についてとして、課税客体の把握等が適正に処理されているか等について確認し、また、課税漏れ、申告漏れがあった場合は、法令の定めるところにより、所用の措置をとっていただきたい。

第3点として、男鹿市入湯税条例等の改正についてとして、平成14年11月6日に開催された庁議で決定した男鹿市入湯税条例及び関係規則等の整備を検討していただきたい。

以上の事情について、監査委員より市長に対し、平成18年2月24日までに必要な措置を講じられ、厳正、公正な税務行政の執行に努めてもらいたいとの勧告がなさ

れたのであります。

この報告に対し、委員より、平成12年度から14年度分についての日帰り利用者数については、当該特別徴収義務者から提出された関係資料により把握することができたものの、入湯税が免除される12歳未満の入湯者数が把握できないことから、損害額を確定できなかったとしているが、入湯者に12歳未満の子供はほとんど含まれていないのではないかと。高い確立で入湯者数を確認できるのではないかと。また、監査にあたって事情聴取した部局及び職員について等の質疑があったのであります。

当局より、本入湯税の構成には、当センターの日帰り入湯者に占める入湯税免除対象となる12歳未満の入湯者数について、おおよそ数パーセントが12歳未満であるという推計での構成はできないことから、損害額を確認することができないものである。さらに、監査にあたって事情を聴取した関係職員については、現総務企画部長、主幹以上の現税務課職員及び前助役、元助役、並びに前税務課長、元税務課長から、それぞれ事情聴取したものであるとの答弁があったのであります。

委員より、議会としてチェック機能を果たしていない。住民監査請求監査結果調書にあるように、平成12年度から15年度の3年間において、年平均4万9千人という予想以上の日帰り入湯者がいる。参考人の出席要求については、一度否決されているものの、真相究明のため参考人の出席を要求すべきである。

また、委員より、今後新しい展開は望めないものであり、審査を打ち切るべきでないかと。今日までの経過、経緯について十分確認し理解できるものであり、本件については、昨年9月議会で決着済みであるとの意見があったのであります。

以上のように意見集約ができない状況にあることから、当日は本3月定例会の委員会において、再度審査することで散会したのであります。

本委員会は、去る3月8日開会し、改めて本件について審査に入ったのであります。冒頭、当局から、市長に対する監査勧告にかかる措置状況について、去る2月23日付けで市長より監査委員に通知しており、その通知内容について報告があったのであります。

その内容について申し上げますと、まず、不適切な事務処理の是正についての措置として、入湯税条例等関係法令を遵守し、適正な事務処理を図るとともに、職員研修に一層力を入れ、今後このようなことがないように万全を期す。

2つ目の特別徴収義務者に対する実情調査等の実施についての措置として、昨年も実情調査を実施しており、今後とも定期的に特別徴収義務者に対して日報等を精査し、適切な課税、徴収等がなされているか、実情調査を実施する。また、課税漏れ、申告漏れ等を発見した場合は、地方税法の定めるところにより更正する。また、新たに開業する施設に対しては、開業前に法令、条例等を十分説明し、適切な指導をする。

3つ目の男鹿市入湯税条例等の改正についての措置として、男鹿市入湯税条例第3条第2号に定める一般公衆浴場について、市町村事務要覧、及び秋田県市町村課と協議した結果、その定義が明確になっていることから、現在のところ、条例改正は考えていない旨通知しておるとの報告があったのであります。

委員より、継続審査事件として審査してきたものであるが、参考人の出席要求も否決され、真相を究明する機会が閉ざされ、今任期中の解明はできないものであり、不本意な結果であるとの意見があったのであります。

総務委員会として、本事案について、これまで審査してきましたものでありますが、これ以上の進展は望めないことから、審査を終了したものであります。

以上、継続審査事件の報告を終わります。

○議長（杉本博治君） 次に、船川重要港湾及び国道101号整備促進特別委員長の報告を求めます。31番相澤哲夫君の発言を許します。31番

【31番 相澤哲夫君 登壇】

○31番（相澤哲夫君） 船川重要港湾及び国道101号整備促進特別委員会に関するこれまでの経緯と審査並びに要望の概要について、ご報告申し上げます。

本特別委員会は、平成17年6月定例会において、船川重要港湾及び国道101号整備促進に関する件を特定事件とし、これを総合的な観点から議会としても積極的に審査検討すべく設置されたものであります。

本特別委員会は、これまで5回委員会を開催し、市当局から、現状報告と取り組み状況について説明を受けるとともに、要望内容について協議し、県並びに国土交通省東北地方整備局へ要望活動を行っております。

以下、その要望内容について申し上げます。

まず、重要港湾船川港についてであります。船川港を核とした産業の振興を図り、地域経済の活性化を推進することから、最重要課題であるとの考えに立ち、また、船

川港の整備は取扱い貨物の増大や企業立地が図られ、雇用機会の拡大が期待されるとの観点から、第1点として、臨海道路生鼻崎線の整備について、第2点として既存泊地の浚渫について、第3点として既存埠頭用地の増築についての3項目の早期整備を要望したものであります。

次に、国道101号についてであります。国道改築事業として、平成15年度から工事に着手した羽立バイパスは、男鹿半島北部の観光開発、地場産業の振興に重要な役割を担っており、また、平成19年の国体開催をも控えていることから、早期完成を要望したものであります。また、浜間口地区の整備についても、交通量の増大により交通安全面でも危険な状況にあることから、早期着工を要望いたしております。さらには、道路特定財源の堅持と、道路整備の促進についても要望いたしたところあります。重要港湾船川港の整備促進については、緊急に整備を要するものの、優先して要望すべきとの考え方に立ち、既存のマイナス10メートル泊地の現状が、長年の土砂堆積などにより、本来の水深が確保されていないことにより、大型船の入港に一部支障をきたしている状況にあることから、本年度実施した水深測量など、現況調査に基づき、本来の泊地機能回復のために、早期浚渫を重点事項として要望いたしたものであります。

また、現在、原木及び石材等の取扱い量の増大により、狭小化している同岸壁の延伸と埠頭用地の増設を継続事項として要望いたしたところあります。

次に、既に着工している臨海道路生鼻崎線の整備については、平成19年の国体開催までの4車線化の確実な完成を、着工済み事業継続事項として、要望いたしたところあります。要望した中で、県並びに東北地方整備局から、臨海道路生鼻崎線の整備については、早期完成を目指しており、トンネルの掘削工事を平成18年度までに終え、平成19年の国体開催までに完成させたいとの回答を得ております。

また、既存泊地の浚渫については、本年度、県で実施した深淺調査の結果により、土砂の処理場所、予算等々を含め、工事实施に向けて検討していくとのことでありました。また、既存埠頭の増設については、船川港の貨物量が伸びているので、増設の検討をしていくが、港湾計画の変更が伴うので、もろもろ見きわめながら考えていかなければならないとのことであり、今後も管理者である県に対し、強く要望をしていくべき事項といたしました。

次に、国道101号羽立バイパスについてであります。軟弱地盤の改良工事に時間を要し、事業期間が延長され、完成が平成20年11月のことであり、平成19年の国体開催までには、間に合わない状況となっていることから、周辺道路の渋滞や市民生活の影響を考慮し、国体開催まで、計画路線に仮設道路を一時的に整備していただきたいとの旨を要望しております。

このほか、道路特定財源の堅持と浜間口地区の早期着工についても、引き続き国、県に対して、強く要望していく必要があると申し添え、本特別委員会に付議されました事件の報告といたします。

なお、本特別委員会では、今回の報告をもちまして、審査を終了させていただきます。また、各委員の皆様には、本特別委員会の設置以来、大変ご苦勞をおかけいたしましたことを、この場を借りて心からお礼を申し上げ報告を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（杉本博治君） 次に、議会広報特別委員長の報告を求めます。18番大森勝美君。18番

【18番 大森勝美君 登壇】

○18番（大森勝美君） 議会広報特別委員会に関するこれまでの経緯と審査の概要について、ご報告申し上げます。

本特別委員会は、平成17年5月臨時会において、議会だより編集等に関する件を付議事件とし、委員8人をもって設置されたものであり、委員長には私が、また、副委員長には、船木重秋委員が選任されたものであります。

平成17年5月16日に第1回目の委員会を開催し、これまで9回の委員会開催と、議会広報の編集について、行政視察を実施したものであります。本特別委員会は、毎定例会終了後、委員会を開催し、議会だよりの編集について、紙面の割り付けや掲載項目及び執筆者の選定を協議した後、委員個々が執筆し、発行前に再度委員会において紙面の最終確認を行っていたものであります。

新男鹿市発足後、これまで議会だより創刊号から4号までを発行いたしておりますが、この議会だより編集に際しては、市民と議会をつなぐ架け橋として、市民の皆様に対し、議会での審議内容を正確かつ読みやすくわかりやすさを大切にしながら、親しまれる紙面づくりを念頭に編集にあたってきたものであります。なお、本特別委員

会は、本定例会終了後に発行する男鹿市議会だより 5 号を編集し、議員任期の満了と同時に審査を終了するものであります。

以上をもちまして、本特別委員会に付議された事件の報告といたします。

○議長（杉本博治君） これより委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

日程追加の件

○議長（杉本博治君） 次に、お諮りいたします。

ただいま市長から、議案第 5 0 号及び第 5 1 号が提出されました。この際、本 2 件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、本 2 件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第 3 議案第 5 0 号から第 5 1 号までを一括上程

○議長（杉本博治君） 日程第 3、議案第 5 0 号及び 5 1 号を一括して議題といたします。職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第 5 0 号 夕陽温泉WAOの指定管理者の指定について

議案第 5 1 号 若美かんぼの里コテージ村の指定管理者の指定について

○議長（杉本博治君） 提案理由の説明を求めます。佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） ただいま議題となりました議案第 5 0 号夕陽温泉WAOの指定管理者の指定について、並びに議案第 5 1 号若美かんぼの里コテージ村の指定管理者の指定について、議案のご説明を申し上げます。

本2件は、それぞれの施設の指定管理者として、株式会社おが地域振興公社を指定するものであります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。
以上でございます。

○議長（杉本博治君） 次に、議案の説明を求めます。山口産業建設部長

【産業建設部長 山口淨児君 登壇】

○産業建設部長（山口淨児君） 私から、追加提出いたしました議案第50号及び第51号について、補足説明をさせていただきます。

この2つの議案についてであります。昨年3月旧男鹿市と旧若美町が合併したことに伴い、それぞれの市長が、出資していた株式会社おが地域振興公社と、株式会社若美観光物産開発が、来たる4月1日、株式会社おが地域振興公社を存続会社とする形で合併いたします。

このため、昨年12月議会において可決された夕陽温泉WAOと若美かんぼの里コテージ村の指定管理者について、改めて、株式会社おが地域振興公社を指定管理者として指定するというものであります。

恐れ入りますが、1ページをお願いいたします。

議案第50号夕陽温泉WAOの指定管理者の指定についてであります。地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。指定管理者となる団体の名称は男鹿市北浦北浦字平岱山1番地、株式会社おが地域振興公社、代表取締役社長佐藤一誠で、指定の期間は平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間であります。

次のページをお願いいたします。

議案第51号若美かんぼの里コテージ村の指定管理者の指定についてであります。これも前号議案同様、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者となる団体の名称と、指定の期間は前号議案と同じであります。

以上で、補足説明を終わりますが、よろしくをお願いいたします。

○議長（杉本博治君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。お諮りい

たします。本2件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杉本博治君) ご異議なしと認めます。よって、本2件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は、通告がありませんので、終結いたしたいと思います。

これより、議案第50号及び第51号を一括して採決いたします。本2件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杉本博治君) ご異議なしと認めます。よって、議案第50号及び51号は原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長(杉本博治君) 次に、お諮りいたします。ただいま議会議案第25号が提出されました。この際、これを日程に追加し議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杉本博治君) ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第4 議会議案第25号を上程

○議長(杉本博治君) 日程第4、議会議案第25号を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議会議案第25号 男鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長(杉本博治君) お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第2項

の規定により提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杉本博治君) ご異議なしと認めます。よって、本件については、提案理由の
説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は、通告がありませんので、終結いたします。

これより議会案第25号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご
異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杉本博治君) ご異議なしと認めます。よって、議会案第25号は、原案のと
おり可決されました。

日程追加の件

○議長(杉本博治君) 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第26号及び第27
号が提出されました。この際、これを日程に追加し議題といたしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杉本博治君) ご異議なしと認めます。よって、本2件を日程に追加し、一括
して議題とすることに決しました。

日程第5 議会案第26号及び第27号を一括上程

○議長(杉本博治君) 日程第5、議会案第26号及び第27号を一括して議題といた
します。職員に議会案を朗読させます。

【職員朗読】

議会案第26号 公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書

議会案第27号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書

○議長(杉本博治君) お諮りいたします。

本2件については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明及び質

疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杉本博治君) ご異議なしと認めます。よって、本2件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は、通告がありませんので、終結いたします。

これより、議案第26号及び第27号を一括して採決いたします。本2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杉本博治君) ご異議なしと認めます。よって、議案第26号及び第27号は、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長(杉本博治君) 次に、お諮りいたします。ただいま議案第28号が提出されました。この際、これを日程に追加し議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議あり」と言う者あり)

○議長(杉本博治君) ご異議がありますので、起立により採決いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時53分 休 憩

午後 3時55分 再 開

○議長(杉本博治君) 会議を再開いたします。

本件について、日程に追加し議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

【起 立】

○議長(杉本博治君) 起立少数であります。よって本件については、日程に追加し議題とすることは否決されました。

日程追加の件

○議長(杉本博治君) 次に、お諮りいたします。ご配付いたしております議員派遣の

件を日程に追加し議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

- 議長(杉本博治君) ご異議なしと認めます。よって、本件は日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第7 議員派遣の件

- 議長(杉本博治君) 日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

地方自治法第100条第12項及び会議規則第157条の規定により、ご配付しております議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

- 議長(杉本博治君) ご異議なしと認めます。ご配付いたしております議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに決しました。

議 員 派 遣 の 件

平成18年3月15日

地方自治法第100条第12項及び男鹿市議会会議規則第158条の規定により次のとおり議員を派遣する。

1. 第58回東北市議会議長会定期総会

- (1) 派遣目的 地方自治の本旨に沿い、都市の興隆発展を図ることを目的とする。
- (2) 派遣場所 山形市：ホテルメトロポリタン山形
- (3) 派遣期間 平成18年4月20日～21日(2日間)
- (4) 派遣議員 佐藤善市郎 議員

-
- 議長(杉本博治君) 以上で本日の議事は終了いたしました。

ただいま、佐藤市長から議員各位に対し、ごあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許します。佐藤市長

- 市長(佐藤一誠君) 3月定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る2月27日に開会されました本定例会におきましては、平成18年度一般会計予算をはじめ、多数の案件につきましてご審議をいただき、いずれも原案のとおりご可決を賜り、深く感謝を申し上げます。さて、本年4月21日をもって、議員の皆様が任期が満了となるわけですが、この間、社会経済状況の変化や国の三位一体改革等により、厳しい財政運営の中、去年は旧男鹿市と若美町の合併という歴史的な大事業をなし得ましたことは、議員の皆様からの温かいご理解とご協力の賜であり、改めてお礼を申し上げる次第であります。

特に、今期を最後に勇退されます皆様におかれましては、本市発展のため、多大なご尽力を賜り、その長年のご労苦、ご功績に対しまして深く敬意を表したいと存じます。ご退任後も一層健康に留意されまして、豊富な知識、経験をもとに、今後とも市政発展のためご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、来たる4月の選挙におきまして立候補されます議員各位におかれましては、ご当選の栄誉を得られますよう、格段のご健闘をお祈り申し上げまして、あいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（杉本博治君） 議長交代のため、暫時休憩いたします。

午後 3時57分 休 憩

午後 3時58分 再 開

○副議長（佐藤善市郎君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ただいま杉本議長より、合併に伴う在任特例期間最後の定例会を閉会するにあたり、各位にごあいさつを申し上げたいとの申し出がありましたので、これを許します。37番杉本博治君

○37番（杉本博治君） 平成18年3月定例会を閉会するにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。本定例会は去る2月27日以来、議員の皆様から熱心にご審議を賜り、本日をもって全議案件が成立いたしました。私ども在任特例期間の最後となる重要案件を審議いたしました。大変意義深い議会でもありました。去年の3月22日に新男鹿市として合併して以来、議員の皆様方からは特段のご支援とご協力を賜り、どうか議会運営を円滑に進めていくことができましたことに対し、衷心より感謝とお礼を申し上げます。

また、市長はじめ市当局におかれましては、これまで成立を見ました各議案の執行においては、適切な運用をもって進められ、市勢発展のため、なお一層のご努力されんことを切にお願いを申し上げる次第であります。私どもの任期は来る4月21日をもって満了いたしますが、今期限りで勇退されます吉田清美議員、佐藤善市郎議員、相澤哲夫議員、竹村健一議員、三浦悦郎議員、鎌田清太郎議員、佐藤俊一議員、加藤春吉議員の皆様には、これまでの議会人として本市発展のため、鋭意ご尽力されましたことに対し、深く敬意と感謝を申し上げるとともに、今後、健康には十二分に留意され、本市発展のためお力添えをお願いするとともに、我々に対してもご支援ご指導のほどをよろしくお願いを申し上げます。

また、今回市議選に再出馬する予定にしておる皆様におかれましては、全員が当選の栄誉を得られ、再びこの議場で顔を合わせることができるようご奮闘お祈り申し上げます。甚だ簡単ではありますが、私のお礼のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

○副議長（佐藤善市郎君） 議長交代のため、暫時休憩いたします。

午後 4時 2分 休 憩

午後 4時 3分 再 開

○議長（杉本博治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これにて、3月定例会を閉会いたします。

午後 4時 4分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 杉 本 博 治

副 議 長 佐 藤 善 市 郎

議 員 小 松 穂 積

議 員 安 田 健 次 郎